

児童発達支援・放課後等デイサービス
事故対応・防止マニュアル

放課後等デイサービス成

令和 3 年 8 月改定

平成 29 年 11 月改定

平成28年5月策定

事故発生の防止及び発生時対応の指針

(総則)

1. この指針は、児童発達支援 放課後等デイサービス事業所エイドにおける事故を防止 し、安全かつ 適切に、質の高いサービスを提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

(安全管理責任者)

2. 安全管理・事故対応の責任主体を明確にするため、管理者を安全管理責任者 とする。

(安全対策担当者)

3. 安全対策に資するために、安全対策担当者を置く。

(1) 安全対策担当者は、管理者が任命する

(2) 安全対策担当者の職務は次のとおりとする。

イ、「事故」及び「ひやり・はっと事例」の管理を行う。

ロ、事例について、関係職員への面談、事実関係調査を行う。

ハ、リスクを把握し管理者への報告を行う。

ニ、安全対策に関する職場点検し改善を行う

ホ、安全対策に関する情報収集を行う。

ヘ、安全対策に関する研修計画立案を行う

ト、安全対策に関する施設内調整を行う。

チ、その他の安全対策に関する活動を行う。

リ、活動内容について管理者に報告する。

(事故発生の防止のための職員研修に関する基本方針)

4. 社内において策定した研修プログラムに基づき、職員に対し年2回「事故発生の防止のための研修」を実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度、「事故発生の防止のための研修」を実施する。

(事故発生時の対応に関する基本方針)

5. 事故発生時には、別に定める発生時の対応に基づき適切に対処する

(報告システム)

6. 報告システムを以下のとおりとする。

(1) 施設内で事故が発生した場合、当該事故に関与した職員は、応急処置又はその手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、速やかに別に定める「事故報告書」を安全 対策担当者 に提出する。事故報告 を受 けた職員は、直ちに管理者 に報

告し、管理者は所要の職員に事故内容を伝達するとともに対策を指示する。事故対応終了後、安全対策担当者は当該事故の評価分析を行ったうえで、管理者に報告する。

(2) 〈ひやり・はっと事例報告〉

施設内でひやり・はっと事例が発生した場合は、関係した職員は別に定める「ひやり・はっと報告書」を作成し、安全対策担当者に報告する。安全対策担当者は、報告されたひやり・はっとをとりまとめたうえで、管理者に報告する。また、「ひやり・はっと報告書」は個人情報保護に配慮した形で取りまとめの上、関係職員で共有し事故、紛争の防止に積極的に活用する。

(職員の責務)

7. 職員は日常業務において安全と安心を確保するために、利用者様との信頼関係を構築するとともに、事故の発生の防止に努めなければならない。

(指針等の見直し)

8. 本指針等は定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

サービス提供時に事故が発生した場合

【事故発生時の対応手順】

- | | |
|-----------------|---|
| ① 事故発生 | どのような状況で事故が発生したかを把握する |
| ② 応援を依頼する | ※その場で応急処置
出血の有無、顔色などの確認
頭部打撲時は特に意識状態に注意して観察 |
| ③ 安全な場所へ移動 | バイタルサインのチェック、良肢位保持、医師への報告
利用児童に不安を与えないよう注意する |
| ④ 医師の診察 | |
| ⑤ 家族へ報告・連絡 | |
| ⑥ 経過観察・事故報告書の作成 | |
| ⑦ 必要に応じ市町村へ報告 | |

交通事故（送迎時）

【事故防止のための具体的策】

- ・ 職員が車を離れる場合はドアを開める
- ・ シートベルトの着用、チャイルドシート・ジュニアシートの固定確認
- ・ 座位が不安定なケースの場合、転倒・転落に留意する
- ・ 交通事情により遅れることもあることを事前に説明し了解してもらいスピードを出しすぎないように注意して運転する

- ・ 車両の定期点検を確実に行う

【事故発生時の対応手順】



- ① 安全な場所へ車両を移動
- ② 事業所へ連絡（管理者へ連絡）（必要人数が応援へ行く）
- ③ 利用児童同乗の場合は事業所へ戻る



◎負傷者がいる場合

- ① 応急処置
- ② 110・119 番へ連絡
（利用児童状況を確認し家族へ連絡）
- ④ 現場検証
- ⑤ 損害保険代理店へ連絡
- ⑥ 利用児童と相手方の補償（車両修理・代車の手配などの処理・事故報告書作成）
- ⑦ 必要があれば市町村への報告

◎負傷者がいない場合

- ① 110 番へ連絡
（利用児童状況を確認し家族へ連絡）
- ② 現場検証
- ③ 損害保険代理店へ連絡
- ④ 利用児童と相手方の補償の補償（車両修理・代車の手配などの処理・事故報告書作成）
- ⑤ 必要があれば市町村への報告

児童発達支援・放課後等デイサービス
事故対応・防止マニュアル
平成 28 年 8 月作成

児童発達支援・放課後等デイサービス
成

TEL. 06-6991-8599 / FAX. 06-6978-4886
〒536-0005 大阪市城東区中央 1-8-20 シャトー中央 2 階